

誤まれる国の農業政策を正し、農業・農村を守る!!



くまがい義彦の 県議会報告

第47号
平成30年3月

《連絡先》
栗原市築館葉師台4-10
電話 080-5568-2696
FAX 0228-22-8218
ホームページもご覧下さい。
熊谷義彦 検査
<http://www.sdp-miyagi.com/kumagai/>

底なし沼の収入保険制度、米所得補償制度の復活を。種子条例制定を求め。

2月定例県議会報告

2月定例県議会は2月16日招集され、3月16日までの3日間開かれました。今回の議会には2018年度当初予算2017年度補正予算のほかに国民健康保険財政安定化基金条例改正案などの条例議案、大震災からの復旧工事請負契約議案などが提案されました。

新年度予算の総額に盛り込まれた事業には次のようなものがあります。不登校・ひきこもり対策へ学齢期・卒業後に係らず支援する子ども・若者相談センター設置費、県産ワインと県産農林水産物のマッチングによる加工食品開発や都市農村交流の推進を目指すみやぎマリアージュプロジェクト推進費、移動販売など新たな販売手法により買い物難民支援を目指す地域の買い物機能強化支援費、搬送先短時間確定により搬送時間短縮を目指す救急医療情報システム機能強化費などです。

4月から国民健康保険財政が県一元化され、国からの補助金が今後は県に入るとともに市町村の保険料も県に納付されます。仕組みが大きく変わることから市町村の保険料変動、とくに大きくアップするところが出るのではないかと危惧が出ていました。昨年10月の試算では29%アップの自治体がありました。激変緩和措置の適用などにより最大で5%程度におさまるようです。

本会議では代表質問3人、一般質問17人が質問に立ちました。被災者の心のケア、防潮堤建設における住民合意、放射能汚染処理の課題など大震災からの復旧・復興の諸課題が幾人もの議員から取り上げられました。また、深刻化するイノシシなどの野生鳥獣被害対策、農業振興、観光戦略など多岐にわたる課題について知事および関係部局の見解が求められました。

岩手・宮城内陸地震について

問 内陸地震の際は、現状復旧のみで創造的復興のような言葉は出てこなかったが、災害復旧についての所感はどうか。

答 最大震度6強を観測した「岩手・宮城内陸地震」では、栗原地域を中心に、甚大な被害を受けました。改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、発災から10年、被害を受けながらも地域の復旧・復興に立ち向かってこられた皆様には心から深く敬意を表する次第であります。

これまで県では、栗原地域の幹線道路である国道398号や県道築館栗駒公園線の早期の全線開通に最優先で取り組むとともに、大規模な河道閉塞に対応するため、全国初となる「直轄特定緊急砂防事業」の創設を国に要請し、砂防えん堤の整備を進めてきたところ

また、大規模地滑りで貯水池が埋没した荒砥沢ダムでは、下流部に代替調整池を整備したほか、民有林を含めた林地崩壊に対しては、国と連携し治山事業を進めてきたところでありました。

県といたしましては、国をはじめ多くの関係機関の御支援の下、1日も早く地域の活力を取り戻すため、早期復旧に向け最大限対応してきたと考えており、引き続き、「安全で安心な県土づくり」に取り組みまいります。

問2 今年は内陸地震から10年であるほか、栗駒国定公園指定50年でもある。知事が住民と懇談の場を持つなどし、栗原市とも協力しながら住民の意向も踏まえた今後の復興策を示して欲しいが、公園管理者としてどのように対応しようとしているのか。



77年度定例県議会
7月17日開会

答 岩手・宮城内陸地震と東日本大震災の影響を受け、栗原市の観光客入込数は、平成19年に約191万人だったものが、平成23年には約77万人まで落ち込みました。

これに対し、栗駒山登山道の再整備や栗駒レストハウスの改修等の取組を進めたほか、栗駒山麓ジオパークの認定などにより、平成28年の観光客入込数は約201万人まで増加しております。

そのような中、来年度早々には世界谷地第2湿原の木道が完成しますが、今月、香港で開催した観光セミナー

米の生産調整と農業災害補償法について

問1 法的根拠のない生産調整は実効性に懸念があり、全国的に過剰作付けの傾向が現れた場合、全国農業再生推進機構や各地区の農業再生協議会に責任を押しつけるのは間違っていると思うが、責任の所在についてどうか。また、国に対して、法的根拠のある生産調整を求めたり、減反への政策的誘導を求めるのか。

答 我が県では、宮城県農業再生協議会において、生産現場の幅広い意見を踏まえ、「平成30年度以降の米政策改革への対応方針」を策定し、その中で「生産の目安」を設定したところであります。

県では、この対応方針に

1では、影響力のあるインフルエンサーが、世界谷地の魅力をプレゼンするなど、海外からも注目されていることを実感しております。また、「くりこま高原自然学校」、「栗原ツーリズムネットワーク」、「有賀の里たかまつた」などの施設で、地域の方々が豊かな資源をいかした体験型観光の取組を進めているところです。

県といたしましては、今後とも、地域の関係者と連携を図りながら、情報発信や栗駒山登山道の再整備などを進め、内外からの一層の観光誘客に取り組みまいります。

基づいた生産が行われるよう、各地域農業再生協議会と一体となって推進しております。

国は、国全体の過剰作付けの防止について、「主要食糧の需給と価格の安定に関する法律」などに基づき、米穀の需給の均衡に取り組みすることとされており、各都道府県及び各産地に対し、指導や情報提供などを行っております。

県といたしましては、主食用米の全国の需給バランスが確保されるよう、国の積極的な関与を、引き続き要望してまいります。

問2 競争原理だけの政策では農業者の生産基盤は弱体化し、担い手不足を加速化させるが、農業者の効率化やコストダ

ウンは何によって可能と考えるか。また、担い手が失われ集落も弱体化し、国土は荒れ放題となる中で、民間企業が農業に参入するような地域を目指すのか。

〔答〕 県では、「食と農の県民条例基本計画」に基づき、農業経営の高度化や規模拡大に意欲的な地域の農業者や集落営農組織等を積極的に支援し、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、乾田直播栽培や機械化一貫体系などの新技術導入により、省力・低コスト化に向けた取組を進めております。

また、民間企業の農業参入については、新しい農業の担い手として、雇用創出や農地の有効活用につながるなど、地域における期待が高まっていることから、

市町村、農業委員会等の関係機関と、密接に連携を図りながら、受入れを推進しております。

今後とも、多様な担い手を育成しながら、地域農業の持続的な発展に向け、取り組んでまいります。

問3 国予算において、米の直接支払交付金に充てられていた財源は農家の経営支援に使われるべきで、農業農村整備整備の予算に充てるべきではないが、状況について、県予算も含めどうか。

〔答〕 我が県では、政府要望において、平成30年度に廃止される米の直接支払交付金の財源については、稲作農家の経営安定に寄与する対策に活用されるよう要望してきたところであります。

米の直接支払交付金の財源の714億円は、国の平成30年度予算の概算決定において、水田活用の直接支払交付金、収入保険制度及び農業農村整備予算に充てられたと聞いております。



3月11日大震災の日、気仙沼市、南三陸町、石巻市立大川小学校に行ってきた。



田活用の直接支払交付金及び収入保険制度については、県予算を通さず生産者に交付されるため、県では予算化していません。

また、農業農村整備予算については、国において、どの事業に充てられたのかが明らかになっていないため、県予算についても具体的に説明することは難しい状況であります。

問4 今日の自給率低下は生産基盤の弱体化が要因であり、圧倒的多数の家族経営の農業者による農業農村の多面的機能の維持がなければ、地域も農業も環境も守れないと思うがどうか。

自給率向上への取組について、食糧の安全保障と併せて見解はどうか。

〔答〕 持続可能な農業・農村を築いていくためには、農業を産業として強くする産業政策とともに、農村の有する多面的機能や地域資源を生かしながら、農業・農村の維持・活性化を図る地域政策を展開することが必要と考えております。

このため県では、農業経営の大規模化を進めるとともに、小規模な農業者の重要な販売拠点である農産物直売施設の整備など、地域

の特色を生かした取組支援に努めるほか、農村における、水路・農道の維持管理や農村景観の保全などの取組や活動を支援しております。

また、県では、需要に応じた生産を推進するため、主食用米とともに、水田フル活用による麦・大豆、園芸作物などの生産振興により、県産農畜産物の供給力の強化に努めておりますが、このことが自給率の向上、さらには、食糧の安全保障につながることを認識しております。

問5 農業共済制度の改正はまさに改悪であり、セーフティネットにも所得補償にもならなくなると感じるが、農業者のメリットについて所見はどうか。また、所得補償制度の法制化を強く求めるが、今後の農業の育成方針と併せてどうか。

〔答〕 収入保険制度は、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとに、収入全体を対象に安定的な所得確保を図る総合的なセーフティネットであり、これにより、収益性の高い新規作物の生産や新しい販路開拓へのチャレンジなど、意欲ある農業経営者の取組が促進されるものと認識しております。

県といたしましては、活力ある担い手の育成が重要な課題であることから、農

業者が収入保険制度のみならず、農業共済制度や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（いわゆる「ナラシ対策」）などの制度を支援として、経営の規模拡大や多角化を図ることを促し、競争力ある農業の実現を目指してまいります。

問6 農業共済組合の担当者が説明のため農家を個別訪問していると思うが、県はどう説明責任を果たすのか。また、今回の制度改正は性急過ぎる感があるが、要因について、経過措置がなかった理由と併せてどうか。

〔答〕 農業災害補償法の一部を改正する法律は、昨年6月16日に国会において可決・成立し、今年4月1日に施行されますが、保険の開始は来年1月1日となっていることから、一定の準備期間が確保されているものと認識しております。

保険開始に向け、加入申請窓口として予定されている宮城県農業共済組合は、あらゆる機会をとらえて制度の周知を進めております。

県といたしましては、引き続き、農業者へ丁寧な説明を行うよう農業共済組合に対して指導するとともに、市町村や農業協同組合など関係機関とも連携して、制度の普及・啓発に努めてまいります。

問7 農業共済制度とナラシ対策は併用できるが、農業共済制度と収入保険制度、ナラシ対策と

収入保険制度を併用できない理由についてどうか。

〔答〕 農業共済制度とナラシ対策は、いずれも財源の一部を国が負担しておりますが、ナラシ対策において、二重助成を避ける措置が講じられております。

一方、同様に国の財源負担がある収入保険制度は、こうした措置がなく、農業者がこれらの制度に同時加入した場合、二重助成となることから、重複加入はできない制度とされたこと聞いております。

問8 ほ場ごとに減収量を評価する「二筆方式」や、過去の共済金の支払額が、負担した共済掛金の一定額を下回る農業者に対し掛金の一部が払い戻される「無事戻し」の廃止理由はどうか。

〔答〕 農業共済制度の「二筆方式」は、被害発生時に、県内約4,000人の農業者が、損害評価員としてほ場ごとの減収量を評価する方式ですが、近年、農業者の高齢化や減少が進み、損害評価員を確保することが難しくなっているため、廃止されることとなったもの聞いております。

春を呼ぶ裸たるみこし



小僧不動の滝 寒中みそぎ



に係る掛金及び保険料等の一定割合を負担するとともに再保険を実施するなど、法改正後においても、農業者の経営安定のための国の役割は維持されるものと認識しております。

問10 収入保険制度は、制度設計上、基準収入が下がり続ける可能性もある「底なし沼」であり、経営基盤対策としての戸別所得補償の代替にはなり得ないと思うがどうか。

〔答〕 収入保険制度は、補てんの基準となる基準収入が、各農業者の過去5年間の平均収入を基本とするため、収入が減少した場合に、翌年の基準収入が低下することに なります。

一方、この制度は、収入の拡大を目指す、新品目を導入するなど、新しい経営展開を図ろうとする農業者を後押しする制度でもあり、これにより農業所得の向上

に結びつくものと考えております。

問11 収入保険制度は評判が悪く、加入者が限られる可能性があるが、国から加入目標は示されているか。

収入保険制度の導入は、法的根拠のない生産調整による今後の米価下落を想定した上で、一部農家の救済策なのか。また、ナラシ対策の今後のあるべき姿について、廃止の見通しと併せてどうか。

〔答〕 収入保険制度の加入目標は、国から県に対して示されてはおりません。

米価下落への対応については、引き続き、ナラシ対策が実施されますが、一方、収入保険制度についても、より多くの農業者が加入できるように、農業共済組合や農業協同組合と連携し、青色申告の促進を図っているところ です。

なお、ナラシ対策については、農業災害補償法の一部改正において、収入減少補てん機能を有する制度を含めた政策全体の検証を4年後に行い、必要な措置を講じるよう附帯決議が付されたことから、その動向を注視してまいります。

問12 飼料用米生産は基準収入から除外されるため保険料負担が軽減されるが、補助金減額や廃止の話も聞く。今後も生産を現行水準で確保する決意について、県の対応と併せてどうか。

〔答〕 飼料用米については、需要が見込まれ、畑地化が困難な水田においても取り組むことができることから、水田をフル活用する上で、重要な作物として、生産を推進しているところです。

平成30年産以降も飼料用米の作付を推進するためには、水田活用の直接支払交付金の制度の存続と助成水準の維持確保が必要不可欠であることから、国に対し、法制化を含めた恒久的な制度の確立と十分かつ安定的な財源の確保を、引き続き要望してまいります。

問13 農業現場は戸別所得補償制度の長期継続を求めている。今回の制度改正は、ナラシ対策に所得の下支えを追加する形で進化した岩盤政策について、現場の声を無視して退化させるものだと、思うが所感はどうか。

〔答〕 我が県農業の維持・発展のためには、多様な農業者の安定的な所得確保が極めて重要であると考えております。

新たに創設された収入保険制度は、対象となる品目を限定しないことや、自然災害による収入減少に加え、価格低迷など、農業者の経営努力では避けられない収入減少も対象にするなど、農業経営全体の収入に総合的に対応するものとされており、

このため、県といたしましては、農業者が「収入保険制度」をはじめ、「農業共済制度」や「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」いわゆる「ナラシ対策」などのセーフティネットを有効に活用しながら、経営の安定化を図ることができるよう支援してまいります。

問14 農作物共済の当然加入制を改め、任意加入とする政策転換は、地域コミュニティの持続的発展に不可欠な相互扶助の精神も崩壊させかねない。「無保険者は自己責任」と考えず、当然加入の復活を求めべきだかどうか。

〔答〕 今回の法改正により、米や麦類を対象とする農作物共済が任意加入制となりますが、自然災害に対する備えは、農業経営の安定化に重要であることから、農業共済制度又は収入保険制度のいずれかに加入するよう啓発に努めてまいります。

種子法廃止と対応について

問1 都道府県に稲、麦、大豆の優良品種の生産・普及を義務付けていた種子法が廃止され、財源である交付税措置の動向が憂慮されるが、来年度以降の見直しについてどうか。

〔答〕 これまで県が実施してきた種子審査等の経費につきましても、地方交付税措置されてきたところ、昨年4月に種子法廃止法案が可決された際に、参議院農林水産委員会において、引き続き地方交付税措置を確保するよう努める旨の附帯決議が附されたこと、

国から、地方交付税措置を引き続き行う旨の通知を受けております。

問2 法的根拠がなく、削減が懸念されるが、今後の役割や体制の維持・発展についてどうか。

〔答〕 我が県の試験研究機関では、これまで、「ササニシキ」や「ひとめぼれ」、また、最近では「だて正夢」や「金のいぶき」など、多くの優良品種を開発したほか、大区分ほ場における直播など

の低コスト栽培技術を開発するなど、我が県の農業振興上、重要な役割を果たしてきたと考えております。県としては、種子法廃止後も試験研究に必要な人員・予算の確保に努め、優良品種の開発をはじめ、ICTを活用した先進的な技術開発など、県農業の競争力強化に向けた試験研究をしっかりと進めてまいります。

問3 国の規制改革推進会議は、種子法廃止の背景を「戦略物資である種子・種苗については、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」としたが、法的根拠が廃止された今、

民間企業(含外国資本)の参入を促進 =11月15日 農水省事務次官通達抜粋=

◆種子法廃止後の都道府県の役割
これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに切りやめることを求めているわけではない。

農業競争力強化支援法第8条第4号においては、国の講ずべき施策として、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとされており、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うという前提も踏まえつつ、その際、種子法の廃止を踏まえ、民間事業者の育成品種についても適正に取り扱うことや、種子生産における民間事業者との連携を十分に考慮していただく必要がある。

必要な場合には、都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入の促進を行うための協議会を設置すること等により、情報の共有、課題の解決策の検討を行うことも考えられる。

◆稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保

従来は都道府県が指定した稲、麦類及び大豆の種子ほ場に限り品質の確認が行われていたが、今後は民間事業者が生産する種子を含めた流通する全ての種子について品質の確認が行われる。

従来は都道府県による流通前の全ロットでの審査及び証明書の発行によって品質の確認が行われていたが、今後は国又は都道府県による流通する種子の検査によって確認が行われ、種子の品質が確保されることとなる。

生産等基準は流通する全ての稲、麦類及び大豆の種子が対象となることから、都道府県においては、稲、麦類及び大豆の種子の生産を行う民間事業者に対しても生産等基準について周知されたい。

◆民間事業者への種苗の生産に関する知見の提供

農業競争力強化支援法第8条第4号に基づき、今後、国の独立行政法人だけでなく、都道府県(試験研究機関)から、種苗の生産に関する知見を民間事業者に提供する事案が増加すると考えられる。

農業競争力強化支援法の目的は、官民の総力を挙げた種子・種苗の開発・供給体制を構築することで、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にすることにある。

したがって、民間事業者への知見の提供に当たっては、この観点から適切な契約を締結することが必要不可欠であるので、この点十分留意されたい。

県行政の戦略物資としての種子・種苗の位置づけは、何によって担保するか。また、県として民間研究を阻害してきた実感・実態はあるのか。

〔答〕 我が県の主要農作物である、稲、麦、大豆の優良種子を農家に安定的に供給することは、我が県の農業振興上、大変重要であることと認識しております。

このため、県では、種子法廃止後も、新たに要綱・要領を制定し、優良種子の生産供給体制を維持していくこととしております。

また、民間で育成された品種につきましても、県で育成された品種と同様に、優良な品種を選定するための奨励品種試験の対象としております。

問4 公的種子事業であればこそ、低価格で安定的に供給されてきたと考えるが、県は今後、種子の値上げを考えているのか。また、民間企業の種子が高額となることは明らかであり、種子法廃止が農業の競争力向上や農家の所得向上に繋がるか懸念を持つがどうか。

〔答〕 主要農作物の種子価格は、県、関係団体、農業者などで構成する、主要農作物種子対策検討委員会において、生産費などを基礎に算出される指標価格を参考に決定されております。

このため、県といたしましては、引き続き、同委員

会における指標価格の検討を通じて、優良な種子が適正な価格で農業者へ供給されるよう、努めてまいります。

また、国からは、種子法の廃止により、民間育種が活性化し、より収量性や品質に優れた品種が開発されることで、農業者の所得向上につながるという見込みがあります。

問5 国は種子法廃止の理由に、民間企業との競争条件が対等でなく公的機関の開発品種が大勢を占めていることなど3点を挙げたが、種子法そのものには新品種開発や奨励品種の指定についての規定はなく、理屈が成り立たない。当該3要件に対する県の見解はどうか。

〔答〕 国が示した種子法廃止の理由については、これまでの各都道府県における種子生産や需給状況、民間企業が開発した多収優良品種の普及状況などを踏まえて、国において判断したものと考えております。

問6 参議院農林水産委員会での附帯決議は、種苗法に基づく種子生産の適切な基準の設置と運用、種子の海外流出防止、特定業者が種子を独占しないための努力などを挙げているが、県としてできることは何か。

〔答〕 附帯決議のうち、主要農作物の種子の品質基準

については、今後、種苗法で定められることとなり、県では、その基準に基づき種子審査を継続してまいります。

また、国からは、種子の海外流出や特定業者による種子の独占を防止するため、共同研究契約を結ぶなどの対策を講じるよう指導されており、県といたしましては、国の指導に基づき、適切な利用許諾を進めるなど、品種開発及び種子に関する知的財産の保護に努めてまいります。

問7 農業競争力強化支援法は、独立行政法人や県の知見の民間事業者への提供促進を求めているが、県として知的財産権を売却することはあるのか。また、農業試験場が担ってきた原種保存について今後の対応はどうか。

〔答〕 現在、県育成品種については、その品種の種子・種苗を増殖・販売しようとする者と県との間で、利用許諾契約を締結した上で、その利用を認めており、県として、知的財産権である育成者権の譲渡は想定しておりません。

また、原種の保存については、これまでと同様、県の試験研究機関において行っております。

問8 穀物メジャーが米、麦、大豆の種子開発に参入した場合、一代限りのF1種となることは明白であり、種子、肥料、

生産、販売が独占されること懸念されるが、遺伝子組み換え種子の影響や交雑の可能性と併せて所見はどうか。

〔答〕 今後、グローバル企業が国内種子市場に参入した場合、種子の独占的販売や価格の高騰などの影響が懸念されることと見られます。

一方、国からは、日本では地域ごとの栽培環境に適した様々な品種が求められ

ることから、種子市場の規模が小さく、グローバル企業は魅力を感じていない状況であると聞いております。県といたしましては、品質で適正な価格の安定した種子供給に努めるとともに、国と情報共有を図りながら、こうした企業の動向を注視してまいります。

次に、遺伝子組換え種子については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」いわゆるカルタヘナ法に基づき、国が、在来の野生植物との交雑性が

ないか、雑草化して他の野生植物を駆逐しないかなどを評価し、承認したもののみ、国内での栽培が認められております。

問9 新たな条例を制定し、従来の施策を堅持すべきと思うがどうか。

〔答〕 瑞穂の国と称される我が国は、米が主食であり、稲作は日本の豊かな食文化を育んできた、かけがえない財産であると認識しております。

我が県においては、「ササ

ニシキ」、「ひとめぼれ」といった日本を代表する銘柄米を生み出すなど、良質米の主産地としてその一翼を担ってまいりました。

今般、種子法が廃止されることにはなりましたが、県といたしましては、新たに要綱・要領を制定して現行の種子生産体制を堅持するとともに、「だて正夢」や「金のいぶき」を柱としたみやぎ米のブランド化や、我が県の気候に適した優良な品種の開発にしっかりと取り組んでまいります。

※再質問等は掲載できません。

主要農作物種子法廃止後の対応について

○種子法廃止後のイメージ

平成30年2月 宮城県農林水産部

